

査読論文

ネッケルの統治理論 ——パンと宗教をめぐって

谷田 利文*

要旨

1750年代フランスで始まった穀物取引論争は、穀物取引への規制の是非を問い、その自由化を求めるものだった。1763・64年の王令により、自由化が実現したものの、穀物価格の高騰と暴動の頻発を受け、従来の穀物規制が復活し、1770年代には、本稿で取り上げるネッケルのように、フィジオクラット（重農主義者）の過度な自由化論に反対する議論の高まりがみられた。

ネッケルは特に、自由化後に困窮にあえぐ貧しい民衆に着目し、彼らを慰めるために「パンと宗教」が必要であると言った。『穀物立法と穀物取引』では、自由化によってその日暮らしを強いられた貧しい民衆の国家による救済を説いた。しかし、それは一方で、国力を保証する人口を確保するための生存の保証という、統治の論理を示すものだった。長期的な国富の拡大や教育を求めるフィジオクラットに対し、ネッケルは短期的な民衆の救済が必要だとし、世論として表れる民衆の不満や情念を決して軽視せず、穏和な統治によって、暴動などの情念の暴発を管理しようとした。

『宗教的考えの重要性について』では、例外のない統一的な形式をとる法とは異なり、個々人の心の中に浸透し、慰めや希望を与え、また公的礼拝においては、国家への服従へと導く、宗教の重要性が示された。また、世論は偉人や知識人が担う限定的なものとなれ、穀物論で示された民衆の感情としての世論に対抗するものとして、より巧妙な統治の方法である、民衆を公的秩序の維持に導く宗教的考えや道徳が説かれた。祝日の遵守や慈善については、自由化や所有権の保障により、極端に不平等な社会となったフランスにおいて、貧しい民衆の悲惨な境遇を和らげ、社会秩序を維持するために本質な手段として改めてその必要性が説かれた。

キーワード

経済的自由、ポリス、宗教、世論、統治

はじめに

フランスで1750年代から始まった穀物取引論争は、従来、穀物の低価格政策が取られ国家によって統制されていた穀物取引の自由化をめぐるものであり、フィジオクラット（重農主義者）

* 執筆者：谷田利文

所属／役職：関西大学・大阪大谷大学・京都大学非常勤講師

連絡先：〒606-8501 京都市左京区吉田本町

E-mail: tanidatosi@osaka-ohtani.ac.jp

による経済的自由主義の形成の契機とされてきた¹。しかし、穀物取引の自由化を宣言した1763・64年の王令は、穀物価格の高騰と暴動の頻発を受け1770年に撤回され、1770年代には、フィジokratに対する批判の高まりがみられた。ここで反フィジokratの立場に立った論者の一人が本稿で取り上げるネッケル(1732-1804)であった。

自由化に反対したネッケルは、「反啓蒙」の保守派とされ、フィジokratと比べ、関心を集めることが少なかった²。しかし、彼のフィジokrat批判は、経済的自由が論じられた新たな時代にあって、従来の規制の復活を求めた単なる回顧主義であったのか、それとも、自由化の実験の失敗を受け、彼の眼前にあった、社会の混乱、困窮する民衆の不満を反映したものだったのだろうか。ネッケルは、自由化後の民衆の窮乏に着目し、「パンと宗教」によって彼らの慰めることが必要だと説いたが、このような彼の民衆観からは、相異なる二つの像が見えてくる³。つまり、同時代に慈善家という評判を得、その民衆救済論によって、後に社会主義の先駆者として論じられた、貧しい民衆の味方としてのネッケルと、財務長官として革命前の混乱するフランスの舵取りを行い、社会秩序の維持を第一とする統治者としてのネッケルである⁴。本稿では、「パンと宗教」についてのネッケルの言葉を手がかりに、彼の穀物論と宗教論両方の分析を通して、彼の思想を検討したい。

ネッケルの思想についての検討に入る前に、まずは穀物取引論争についての先行研究を整理し、ネッケルとの関わりを示そう。穀物取引論争は、三つの点で大きな転換点だとされる。

第一に、経済的自由主義の成立を論争に読み取る視点がある。農業生産物のみを真の富である「純生産物」と見なすケネーは、重商主義政策により、国際的な競争力のある安価な手工業品を作るため、労賃を抑える目的で、穀物の低価格政策であるポリス規制がなされたと批判した。その帰結は、フランスの農業の荒廃であり、穀物取引を自由化することによって、穀物価格は、次年度に投資する余剰を含んだ「良価」に安定し、フランス全体の富の拡大をもたらすと論じた⁵。

第二に、公共性という視点がある。ハーバーマスは、フランスでは1750年代から「市民的公共性」が出現したと主張した⁶。それを受けて、K・M・Bakerは、「公論」の誕生を、ジャンセニスムの秘蹟の問題、穀物取引の自由化の問題と王室財政問題の三つの主題をめぐる、王権と高等法院にみている⁷。

第三に、統治技法の変化という視点がある。M・フーコーは、統治性研究において、絶対王政期の統制主義と考えられる傾向があったポリスを、国家理性と結びつき、国力を増大させるために、より良き生、あるいは幸福のために、臣民の生活の細部に規制を加え、臣民を規律化していく統治技法として捉え直した。ポリスは、剥き出しの暴力を伴った殺す権力ではなく、臣民の幸福な生活を保証する形で行使される、生権力と解釈されたのである⁸。

そして、穀物取引論争を契機に、規律システムであるポリスから自由を前提とした安全システムへと統治技法の変容がみられるという。つまり、臣民の生活の細部を管理・統制する高コ

ストの統治ではなく、自由に任せた上で、統計データ上、問題が生じる数値となった段階でようやく介入するという低コストの統治への変化である。

これらの先行研究は、論争において自由化側に立った側に焦点が置かれている特徴がある。確かに経済的自由主義、公共性、統治技法における革新という点で、論争は評価しうるものであるが、穀物取引の自由化はフランスにおいて、すんなりと実現し定着したわけではなく、自由化後の1770年代は、穀物価格の高騰と暴動の頻発により、自由化の実験の失敗が明らかとなった時代であった。この時期に活躍したガリアーニ、マブリ、ランゲなど、一連の反フィジオクラットの思想家たちの中で、ネッケルは、上記の論争を三つの転換点とする先行研究の解釈を批判・修正する大きな可能性をもつ思想家である。

ここでは、三つの視点それぞれについて、穀物取引論争やネッケルについての先行研究を参照しながら、見通しを述べておきたい。第一に、経済的自由主義の成立については、1970年代から、従来のフィジオクラット中心の研究が見直され、グルネー・サークルなど、自由と保護の両面を備えた経済思想が再評価された⁹。特に、穀物取引論争については、L・Charlesによって、ポリス規制、グルネー・サークル、フィジオクラットのそれぞれの経済思想が論じられ、自由化王令がフィジオクラットではなく、グルネー・サークルの影響の下になされたことが主張された¹⁰。しかしながら、本稿で対象とする1770年代は、ほとんど論じられておらず、ネッケルのような反フィジオクラットの思想を検討することで、より複雑な18世紀フランスの経済思想を描き出すことができるだろう。

また、I・Hontは、『貿易の嫉妬』において、経済的国家理性と経済的ナショナリズムの歴史を検討することを主題とし、啓蒙の時代とされる18世紀にあっても、「商業はさほど穏和〈doux〉ではなく、危険であった¹¹」という。このHontの視点は、ネッケルの国家論、統治論を保守的だとして軽視するのではなく、従来の統制から自由へという枠組みでは捉え切れない政治経済学の問題を考察する際の手掛かりとなるだろう。

第二の公共性については、ネッケル研究において特に関心が集中してきた主題である。ハーバーマスは、王国財政を公開したネッケルの『国王への報告書』を公共性と関連づけて論じたが、近年では、ネッケルにおける世論を、民謡、凶像なども含めて分析したBurnandの研究が重要であろう¹²。また安藤隆穂は、経済的自由から政治的自由へとつながるものとして公共性を把握したコンドルセに対して、ネッケルの公共性は、政治的主体のないものであったことを指摘する¹³。また王寺賢太は、代表制・公論・信用の三点からネッケルの思想を分析し、地方行政の構想にみられる代表制、『国王への報告書』による王国財政の公表という公論、そして、代表制と公論に結びつくものとして、国債募集と関連する公信用の問題を指摘する¹⁴。そして、安藤裕介は、世論・市場・介入主義の三点から、均衡の技法としてのネッケルの政治経済学を描き出す。世論の中に渦巻く情念や感情は、慣習によって安定すること、穀物取引の自由かはそれを不安定にし、為政者は膨大な民衆のエネルギーの噴出と衝突する危険があると

いう。ネッケルは、世論に対して鋭く神経を尖らせ、これと巧みに渡り合う技法を為政者に要求したという¹⁵。

これらの新たな研究に対して本稿では、従来ほとんど研究されてこなかったネッケルの宗教論を検討することで、その世論の概念について理解を深める事ができると考える。後述するが、ネッケルは宗教的考えについて論じる際、世論との比較を行っており、その際、以前とは異なる意味で世論という言葉を用いていた。宗教論の検討によって、ネッケルの世論の概念がどのように変化したかも明らかにできるだろう。

第三の統治技法の変化については、フーコー自身、規律から安全へと完全に統治技法が切り替わるのではなく、重点の置き方が変わるだけだという¹⁶。しかし、その変化については十分に論じられているとはいえず、フーコーが穀物取引論争の中に安全システムへの変化を読み取ったのは、1750年代の自由化側のテキストだった。自由化が実現した後に、1770年代に論じられたネッケルのような、反フィジオクラットの議論を検討することで、統治技法の変化の機微をより明らかにできるだろう。また、本稿では、ネッケルの穀物論のみならず、宗教論も取り上げることで、同じく穀物と宗教の統制を担っていた近世フランスのポリス論との共通点や差異をより明らかにできると考える。

したがって、本稿では、Iで議論の前提として、近世フランスにおけるパン（食糧）と宗教による統治について、ドラマルの『ポリス論』を取り上げ考察し、IIでネッケルの『穀物立法と穀物取引』における国家観や民衆観について論じ、そしてIIIで、『宗教的考えの重要性について』を取り上げ、その宗教論、特に世論との関係について論じたい。

I 近世フランスにおけるパンと宗教

穀物取引論争において、自由化側が批判したのは、穀物のポリス規制と呼ばれた低価格政策であった。近世フランスの穀物のポリス規制においては、穀物は自由に売買することが許されず、特定の市場のみで販売されなければならなかった。また穀物の州間取引も規制され、穀物の輸出は、国内消費を優先するために基本的に禁止された。これらの穀物規制は、他の商品とは異なり、生存のために絶対的に必要である穀物の性格によるものであり、買占め等の独占行為による穀物価格の高騰を防ぎ、飢餓と暴動を防ぐことで、社会の安定を目指すものだった¹⁷。また、これは重商主義政策において、食費を下げることで労賃を抑え、国際的競争力のある安価な製品を作り出すためのものでもあった。しかしながらフィジオクラットは、このような穀物規制の体制にあっては、豊作となっても余剰を輸出することができず、価格が低下するため、地主や農業者の生産意欲を全く刺激せず、その結果、フランス農業は荒廃してしまったと批判した¹⁸。農業のみを真の富とする、フィジオクラットは、自由化による市場原理によって、穀物価格は良価に安定すると説いた。良価とは、消費者にとって高すぎず、生産者にとっても安

すぎない価格である。ケネーが『経済表』で示したのは、農業生産物が、地主階級、生産階級、非生産階級の三階級の中で、分配されることで示される再生産の原理であり、この再生産の始点である地主階級が、農業に投資するか、それ以外に投資するかで、拡大再生産になるか、縮小再生産になるかが決定されるものであった¹⁹。ただ、このようなフィジオクラットの理論は、しばしば強調されるような、市場原理への妄信、自然（市場原理）に任せることによって、自動的に秩序が成立するようなものではなく、穀物取引の自由化や、大規模な馬耕農法への転換という具体的な政策や、無謬の原理である自然法として示された、フィジオクラットの理論に従い、農業への投資を優先する合法的専制君主や、企業家としての地主の存在が不可欠であった。

ここで注意すべきは、フィジオクラットが批判した、近世フランスにおける穀物規制が、『百科全書』の「ポリス」項目で示されたように、臣民に「快適で平穏な生活を与える技術²⁰」であるポリス（内政）の11の対象領域の一つであったことだ。その11の対象領域とは、①宗教、②習俗、③健康、④食糧、⑤道路、⑥公共の安全と秩序、⑦自由学芸、⑧商業、⑨製造業と工芸、⑩家事使用人・肉体労働者、⑪貧民である²¹。そして、本稿の主題である宗教の統制も、その対象領域に含まれるのみならず、最も重要なものとして、一番目に数えられていたのである。つまり、穀物取引論争における穀物ポリス批判、そして、ネッケルにおける穀物ポリスの擁護は、穀物取引の領域にとどまらず、統治のあり方そのものを問う論争ともいえるのである。

近世フランスの具体的な制度としてのポリスの歴史には、二つの転換点がある。第一の転換点は1667年3月のポリス代官（後にポリス総代官と改称）の設立である。高澤紀恵は、ポリス代官の成立により、伝統的な諸特権が享有してきた権限が「個別的ポリス」として下位化され、国家による「包括的ポリス」という新たな空間が創出されたという²²。ペスト対策として重要であった街路のゴミ掃除や、治安維持など、都市行政の技術であるポリスは、本来、都市名望家層によって自治的に管理されていたが、宗教戦争後、王権はその権限を自らの下に集中させようと試みた。その大きな転換点が、コルベールの指揮下に1667年になされたポリス改革であった。

第二の転換点は捜査官職の導入であり、喜安朗はここに合議的ポリスから機動的ポリスへの変化を読み取っている。飢饉の時などに生じる民衆暴動における群衆に対して、従来の合議的ポリスの無力さが明らかになり、1708年に捜査官40名が導入され、機動的ポリスへの変化が始まる。そして、1740年に旧来の捜査官職を廃止し、改めて20名の捜査官が組織され定着することとなった。捜査官は、300名以上と推定される密偵や情報提供者を雇い、住民の生活の内部に分け入って機動的に捜査を行うようになった²³。

このような制度としてのポリスに対して、これまでのポリス規制や王令の集成と、理論的考察を行ったのが、1705年に第一分冊が出版されたニコラ・ドラマールの『ポリス論』であった²⁴。

ドラマールによれば、ポリスの目的とは、「その生において享受しうる、最も完全なる幸福へと人間を導くことである²⁵」。そして、この幸福は「魂の善」「身体の善」「富」という三つの善に分けられる。「ポリスは人間の生存を、そして魂であれ、身体であれ、富であれ、あらゆる善をもたらすよう、配慮しているのである²⁶」。

ドラマールは、「快適で平穏な生活こそは、社会の最も重要な目的である。しかし自己愛をはじめとした、様々な情念、過ちといったものが、すぐさま社会に混乱と分裂を巻き起こしてしまう。このような病を治療するため、すぐれた賢人たちは法を設立することに訴えた²⁷」のだという。つまり、ポリスは、自己愛や情念に満ちた社会を、臣民の生活の細部に配慮し、規律化することによって、治療するためのものなのである。

本稿と関連が深い宗教ポリスについて、ドラマールは生の維持を第一目標とした古代のポリスとは異なり、近代のキリスト教徒のポリスは魂の問題を第一にしなければならないとして、次のように宗教ポリスの重要性を述べる。

宗教は疑いもなく最初のものであり基本的なものである。われわれが宗教の命じる義務のすべてを満足させるほど十分賢明であれば、宗教は唯一のものであるとさえ言える。他に何の配慮がなくても、もはや習俗は頹廢せず、節制は病気を打ち払うだろう。勤勉と儉約、そして先見の明が生活に必要な品を常にもたらし、慈善が悪徳を追放し、公共の平穏が確保されていくことだろう。謙虚さと素朴さは人間の学問から無益と危険を取り除いてくれ、よき信用は商取引と工芸のなかに広がっていくことだろう。主人の忍耐強さと寛容は適正な主従関係を取り戻し、家事使用人の忠誠は家族の幸福を支えてくれるだろう。そしてついに貧民は自発的に救済され、乞食もまた追い払われるに違いない。宗教がよく監視されさえすれば、他のポリス領域もまた完全になるというのは真実である。賢明な政治学者が言うように、逆に宗教が混乱するだけで、ポリスもまたすぐその余波を被るのである。

かくして、あらゆる立法家が宗教を基礎に国家の幸福と永続性を打ち立てたのは、きわめて賢明だったのである²⁸。

このように、11の対象領域において、宗教が第一に位置し、宗教ポリスがうまくいけば、他の全てのポリスも完全になり、また宗教ポリスが混乱するだけで、他の全てのポリスに悪影響を与えるという。

また、宗教ポリスの重要な特徴として、「われわれの目的にとって礼拝の場所や時間、儀式といった神への外面的な信仰だけが重要である²⁹」というように教義上の問題には深入りせず、信仰の外面的形式の遵守を取り締まることが、ポリスの役割だと論じる。

以上のように近世フランスにおけるポリス論の中で、穀物と宗教の統治が、11の対象領域に

含まれ、特に宗教の管理が、他の全てのポリスの基礎であったこと、そして、宗教ポリスが教義の問題ではなく、外面的形式の統制を担っていたことを確認した。それでは、このポリスにおける穀物と宗教の統治を前提として、ネッケルの思想の検討に入ることにしたい。

II 穀物論——『穀物立法と穀物取引』

まず、ネッケルの穀物論を検討するために、1775年に出版された『穀物立法と穀物取引』を取り上げよう。筆者は、以前、ネッケルの穀物論について考察した事があり、安藤裕介による論考も存在するため、ここでは、ネッケルの宗教論を検討する前提として、その概要を示すにとどめたい³⁰。

この著作は、穀物取引の自由化の是非を問う政策論であるが、それだけではなく、統治の方法を、国富や人間本性との関係から論じた著作である。ネッケルの議論の特徴の一つは、人道主義者という評判が示すように、貧しい民衆の救済という点にある。したがって、まずネッケルの民衆観に着目して論じたい。

ネッケルは、穀物との関係から臣民を三つの階級に分け、それぞれが異なる権利を主張するという。その三階級とは、地主、商人、民衆である。地主にとって、穀物は土地の生産物であり、所有の権利を主張する。商人にとって、穀物は売買の対象であり、自由の権利を主張する。民衆にとって、穀物は生存のために必要なものであり、人間性 *humanité* の権利を主張する³¹。これら三階級の中で、統治者が最も配慮すべきだとするのは、民衆である。民衆は、穀物を生命に維持に必要な要素とみなし、労働によって、なんとか生活の糧をつかみ得ることを望んで、それを保証するポリスの法を求めるのである³²。ここで民衆が主張する人間性の権利とは、民衆が労働と力を提供する見返りに要求する生存の権利であり、それがしばしば、地主によって侵害されていることが示される³³。ここでの民衆とは、財産がなく、ほぼ同じ境遇の親の下に生まれ、いかなる教育も受けることができず、その力以外のいかなる物も、もたない人々のことを言う³⁴。彼らは、最も数が多く、最も惨めな階級であり、食べるためだけに働くという、その日暮らしをせざるを得ない貧しい人々のことをさす³⁵。

代議制という意見を表明する手段を持ち、最も民衆らしくない民衆であるというイングランドの民衆とは異なり³⁶、自らの不満を表現できないフランスの民衆に対して、統治者は彼らの苦しみを学び、声を聞いて、格別の配慮をしなければならないのである³⁷。このような民衆の苦しみの原因として、ネッケルは持てる者と持たざる者の激しい階級対立をあげる³⁸。貧しい民衆にとって、安価な穀物は、家族を養い、病に備えるためのわずかな貯えを生みものだった。しかし、自由化による急激な穀物価格の高騰は、健康のための貯え、子供の日々の栄養、力を維持するために必要な生活必需品を奪う結果となった³⁹。地主が生活必需品の値段を上げ、労賃を上げるのを拒んだ時、社会の二つの階級間に、暗い悲惨な状態が生じた。自由化王令は、

強者が弱者を法の庇護の下に、抑圧する結果となったのである⁴⁰。

このような階級対立の把握は、穀物価格と労賃についてのデータからも立証できる。1735年から89年の約50年間で、物価は50パーセント以上上昇したのに対して、賃金は20パーセントしか上昇していない⁴¹。革命前の半世紀は、労賃に占めるパンの価格の割合が次第に上昇し、民衆が困窮に追いこまれていく時代であった。ネッケルは、このような経済的状况の中で、統治者が最も配慮すべき民衆という階級を新たに定義したのだった。

以上のように、ネッケルは自由化後の穀物価格の高騰によって、悲惨な状況に置かれ統治者による救済を必要とする民衆の存在を十分に意識していた。慈善家や社会主義の先駆者とされた理由がここにあるのだが、この議論がヒューマニズムによる民衆救済論かと言われれば、問題はそう単純なものではない。ネッケルの民衆観は、次に示すように彼の国家観と合わせて考察することで違う像を示すことになる。

ネッケルは、「国家の繁栄は、必然的に、幸福と力に依存しなければならない⁴²」という。幸福は、秩序、正義、公平を求め、力は政治的術策、主権者の機能の拡大を求めた。統治上の誤りとは、「社会のその二つの本質的な条件、幸福と力を融合すること、同時に考えることの不手際⁴³」から生じるという。幸福と力のそのどちらかだけを求めるのでは、誤りに陥ってしまう。専制君主は力のみを求め、熱心な人間性の友は、幸福のみを求め失敗する⁴⁴。そして、「もし、その数が社会のさまざまな階級間の幸福な調和によってのみ、増加しうるなら、政治経済学において、人口は幸福と力の最も確かな保証となる⁴⁵」と論じ、幸福と力の融合の結果としての国家の繁栄を、人口として把握する。

幸福のみを求めるのでは統治者は失敗してしまう。民衆の人間性の権利の保護は、国家の力と結びつかなければならない。ここでは、民衆の生きる権利が、国家の繁栄の証明としての人口と密接に結びついて把握されていることがわかるだろう。ネッケルの人口論は、単に人口の増加を良しとするものではない。彼は人口増加の限界を認識し、人口増がより大きな階級格差を生むことを認めているが、一方で国家の穀物取引への規制によって、その格差、民衆の惨めな状態を緩和しようとしている⁴⁶。人口増加のためには、生活必需品を重視し、穀物輸出が禁じられなければならない。そして、フランスのような大国では、国内で生産された食糧によってのみ、人口を増やし、絶えず永続させることができるという⁴⁷。

また、国家の繁栄が、金や貨幣よりも人口に依存するという原理も重要である。貨幣と異なり人口はそれ自体で兵力として、国家の力となる⁴⁸。人口のために食糧を確保することは、国家間の争いにおいて、有利となることと直結するのである。ネッケルの思想には、国内、国外の区別が強くみられ、コルベールが主導した重商主義時代に逆戻りしたような印象を抱かせるかもしれない。啓蒙の時代にあつて、自由ではなく統制を唱え、コスモポリタニズムによる国際平和ではなく、ナショナリズムによる国力の拡大を唱えるとはと。しかし自由化論者が期待した国際的な自由貿易は、現実には非常に困難なものであった。1786年に結ばれた英仏の自由

貿易を原則とするイーデン条約は、商工業が発展したイングランドを利し、フランスの手工業の荒廃を招いたのである⁴⁹。Hontが『貿易の嫉妬』で示したように、18世紀のヨーロッパは、経済的自由主義が進展する啓蒙の時代である一方で、戦争の世紀であり、国家理性の時代であり、戦争における兵力を左右する人口を維持し、兵站としても重要である穀物を国外に流出させないことが重要であった⁵⁰。民衆に祖国を守るために命を捨てよと命じるならば、統治者は、穀物価格を規制することで、彼らの生活を保証しなければならないのである。

以上では、貧しい民衆への配慮が、人口という国力の確保と密接に結びついていたことを示した。次に、「人間本性との関係において検討される穀物輸出の自由の問題」という章を中心に、ネッケルが人間本性、情念をどのように把握し、それを管理しようとしていたかを論じたい。ネッケルの眼前にあった、穀物価格の高騰の中、暴動によってその不満を噴出させる民衆の情念に、いかに統治者が対処するべきかが問われるのである。

フィジオクラットの自由化論の中では、民衆が穀物規制を求める考えは、偏見にすぎないと論じられていた。穀物取引の自由化により、穀物価格は市場原理により良価に安定し、生産力が拡大して飢餓のない社会に到達することができる。したがって、自由化後の穀物価格の高騰期の痛みを耐えることが、民衆にとっても利益になるというのである。

自由化を推進したチュルゴの片腕として穀物取引論争に参加したコンドルセは、「人間は啓蒙されればいっそう、彼らの利益と権利を知るようになる。その結果、より所有権と法を尊重するようになる。破壊や略奪の精神は、ほとんど常に無知を伴う⁵¹」という。

それに対して、ネッケルは、地主が一日中奉仕することを求めず、民衆に本と教師を与えてやれば、国家の繁栄についてじっくりと考えることができ、「経済の計算を学んで、パンが高ければ高いほど、より幸福であるに違いないと、おそらく理解するだろう⁵²」という。

つまり、教育、すなわち民衆の啓蒙を論じる前に、その日暮らしを強いられる貧しい民衆のために、穀物規制による保護が必要であるという。ネッケルは、長期的な国富の拡大や教育を求める自由化側に対して、短期的な民衆への配慮の必要性を訴えるのである。このような議論の中で、ネッケルは民衆を啓蒙することは、地主にとって不利ではないのか、民衆が平等を求めてもよいのかと問いかける。そして、結局のところ、不平等性は変わることなく、いかなる時代の民衆も同じままだろうという⁵³。つまり、ネッケルは、民衆への配慮の必要性を訴えるが、現状の階級間の不平等を解体させようとはまでは思っておらず、その階級自体は維持させながら、穀物規制により、民衆の苦悩を和らげ、彼らの不満により社会秩序が崩壊することを防ごうとしたのである。

ネッケルの議論には以上のような限界があるものの、安藤裕介も強調するように、民衆の情念、ときおり噴出するそのエネルギーを決して軽視はしなかった⁵⁴。「民衆の支配的な情念を、一般的体系において服従させるように望むとき、人は誤るだろう。反対にその情念に調和させるべきは体系なのである⁵⁵」と、神聖な所有権と自由を標榜するフィジオクラットの体系の精

神に対し、ネッケルはフィジオクラットが偏見と軽視する、穀物規制の復活を求める民衆の情念を重要視する。そして、ハーバースマス以来、世論という言葉が喚起するような、知識人への啓蒙された精神ではなく、従来の穀物規制を求めるような、民衆が伝統的にもつ情念を世論と呼ぶのである。

世論は法よりも強力であり、聡明である。それはいたる所に存在し、社会において、さらには家族の内においてもその支配を行使する点でより強力であり、法が過ちを犯しうる一人の人間の所産であるのに対して、世論は諸国民と諸世紀の産物である点でより聡明なのである⁵⁶。

ネッケルには、階級対立を強調しながらも、その対立を必然的なものと考え、その不平等な関係を固定的に考える側面もあった。それは、民衆の教育の可能性を論じるコンドルセと異なるが、一方で長期的な経済発展と教育を待つ前に、飢えに苦しみ、暴動によって社会秩序を崩壊させるという短期的な問題に対処すべきだという視点をもっていた。

民衆の情念を教育によって変化させようとは考えず、教育を論じる前に、その日暮らしの生活をする民衆の悲惨な生活を和らげることを考えなければならないという。それが、社会秩序を維持するために、民衆の生存欲求を管理しようとしたネッケルの答えだった。

以上の議論からわかるように、ネッケルが統治の原理に据えたのは、自由化側が主張するような永続的で完全な原理ではなかった。「自由、所有権、貿易、高価格、金銭、農業など、あらゆる経済的な組み合わせをそれに従わせようとする諸々の合言葉は、全て正しい限度内に置くべき⁵⁷」だというように、ネッケルが統治者に要求するのは、「穏和な精神」であり、「穏和さはあらゆる賢明な行政、食料に関するあらゆる永続的な法の本質的な条件である⁵⁸」と語られる。ネッケルが、統治者に求めるのは、完全な自由にも、完全な規制にも傾くことのない穏和な精神である。統治者は、穏和さをもって民衆の後見人とならなければならないという。民衆は「永続的な労苦を強いられ、広まりゆく啓蒙の光に参加しない。その結果、彼らの弱さと見捨てられた状態は、絶えずあなた[統治者]の後見を求めるのだ⁵⁹」という。「何も持たない者は、あなたの人間性、同情、そして彼らのために所有の力を和らげる政治的法を必要とする⁶⁰」のである。統治者の役割は、自由化によって商業を振興するのではなく、「民衆の運命にとって最も影響力をもつ有益な分配⁶¹」にあるのである。

以上のように、穀物論の中で、ネッケルは、穀物取引の自由化により、その日暮らしを強いられる民衆という新たな階級を定義し、その国家による救済の必要性を説いた。しかし、それは、ただ民衆の生きる権利を保証するものではなく、力と幸福の融合としての人口増加のためのものだった。民衆の人間性の権利は、国家の力を増すために保証されるのである。

また、長期的な国富の拡大や教育を重視する自由化側に対して、ネッケルは短期的な民衆の

救済が必要だとする。不平等な社会を容認する点で限界が存在するものの、ネッケルは、穀物規制を求める世論として表れる民衆の情念を決して軽視せず、慎重に対処し、穏和な統治によって、暴動などの情念の爆発を管理しようとした。民衆の人間性の権利の保障による、民衆の救済論と、生存の保障による人口としての国力や、暴動を防ぐための情念の管理という統治論という二面性は、ネッケルの偽善性を示すものではなく、この両方への配慮が統治者にとって必要であった。1770年代のフランスで生じていた自由化後の混乱の中で、いつ暴発してもおかしくない民衆の不満や情念に対して、統治者は民衆の生きる権利を巧みに利用しながら統治を行なわなければならなかったといえるだろう。

III 宗教論——『宗教的考えの重要性について』

ここでは、ネッケルが民衆を慰めるために必要だとした「パンと宗教」のうち、後者について1788年に書かれた『宗教的考えの重要性について』を取り上げたい。ここで中心的に論じるのは、法による統治とは異なる、宗教による統治のあり方、そして穀物論でも論じられた世論 *opinion publique* と、宗教的考え *opinion religieuse* についての比較についてである⁶²。またより具体的な主題として、祝祭日と慈善についても論じたい。穀物論で確認した、民衆に対する統治者の視点を、宗教論についても考察すること、そして、従来、ネッケル研究における中心的な主題であった世論について、これまで着目されて来なかった宗教論における世論を取り上げ、その変化を追うこと、最後に、『ポリス論』における宗教統制の特徴とされた祝日の遵守と、民衆救済という点で着目すべき慈善を取り上げ、ドラマールとネッケルにおける統治理論の変化を考察することが目的である。

まず、ネッケルは、主権者と法の二つの大きな目的が、公的秩序の維持と、個々人の幸福の増大だとし、この目的に達するには、宗教の助けが絶対的に必要だという⁶³。法は、全般的な配慮とならざるをえず、各個人の性格や、私的な状況から生じる感情ではなく、実際に示された行動を対象とせざるをえない。また、法は恣意的な決定から切り離せない悪用を防ぐために、絶えず例外を減らし、一定の方法で社会を把握しなければならないという特徴があるという⁶⁴。

それに対して、宗教は同じ目的に全く違う方法で達するという。「宗教は、一人一人の人間に向けられ、慰めや希望を注ぐために、個別に各人の心の中に浸透する⁶⁵」のである。そして同時に、歴史が示すところでは、国家の形成と共に、公的信仰・礼拝が生みだされ、秩序と従属の法を維持するために、宗教的考えが適用されたという。宗教的考えは、誓約の力によって、民衆を行政官に結びつけ、行政官を彼らの約束と結びつけた。そして、主権者達の間で結ばれた誓約に対する神聖な敬意を抱かせるのが、この宗教的考えなのである。また宗教的考えは、戦場においては、規律よりも強く、将軍の側に兵士を留めることができるものであり、個々人の習俗に対する影響によって、無数の善行と個人的な献身を生み出すのである⁶⁶。

そして、民衆の道徳に作用する際、最も迅速な教育でさえ遅すぎるといふ。なぜなら、人間はその精神が考えをめぐらし、それを最も単純な観念に結びつける前に、悪をなす物理的な力をもっているからだ⁶⁷。それに対して宗教的道徳は、その迅速な作用によって、大多数の人びとの個別の状況に正確に適応したものとなる⁶⁸。発せられると同時に輝く雷のように、宗教的道徳のみが、迅速に人々に納得させることができるのである。

以上のように、宗教的思考は、一般的、統一的な形式を取らざるをえない法とは異なり、個々人の心の中に慰めや希望を注ぎこむことができるものだといふ。そして、それが公的信仰・礼拝の形をとる場合、神聖な誓約により、国家の秩序と、国家への従属のための法を維持させる。また、軍隊においては全く世俗的な軍事教練によって得られた規律よりも、兵士達に忠誠心を教えることができるのである。ネッケルは、宗教的思考は習俗に作用することで、無数の善行と献身を生むといふが、これはドラマールの『ポリス論』が、習俗の統制や規律化をその主目的としていた点と重なる。そして、『ポリス論』において、宗教ポリスが第一に置かれ、宗教がよく監視されれば、他のすべてのポリス領域もうまくいき、逆の場合は、全てが失敗すると述べられたように、宗教的思考を抜きにした習俗の統制や規律化は、その効果を大きく減じるといえるだろう。革命直前の時期にネッケルが改めて、宗教的思考の重要性を示したのは、食費と労賃について確認したように、時代が進むごとに、民衆は困窮に追いやられ、穀物論で論じた民衆の情念にコントロールがより緊急の課題となったからであろう。そのため、法よりもより根本的に民衆の心を規制する、宗教的思考・道徳が論じられたのである。ネッケルは、市民法がうむ不平等に対して、貧しい民衆の苦しみを和らげることができるのは、宗教的思考であるといふ⁶⁹。ネッケルにとって自由化の帰結は、地主による貧しい民衆への支配力の強化であり、階級対立といえる程の格差の拡大だったのである。

次に、世論と宗教的思考の違いについてのネッケルの見解を検討しよう。前述したように、穀物論において、ネッケルの世論の概念は、啓蒙された知識人の中での議論ではなく、伝統的な穀物規制の復活を求めるような、民衆の中で長期間にわたって形成されてきた慣習や感情を表す点に特徴があった。

しかし、宗教論において、世論とは、非常に限定された空間で、その権威を行使するものであり、「世論とは全体の利益という名のもとに行使される賞讃、あるいは批判である⁷⁰」という。したがって、鉦山の奥底で働き、日々のすべてを地下の暗闇の中で過ごす人々にとっての太陽の光のように、貧しい民衆にとって、世論とは無関係なものであるという⁷¹。穀物論における世論の担い手であったはずの民衆はここでは排除されてしまっており、その代わりに、民衆が持つべきとされているのが、宗教的道徳である。世論とは稀な行動に対しての報いであり、その栄冠を与えるには、その人物は世間という劇場において輝いていなくてはならない。それに対して、宗教的道徳は、賞讃を軽蔑し、秘密の内に善を行なう人物により大きな好意を示すのである⁷²。また世論は、ほとんど常に、才能や学問に伴う徳を要求し、偉大な物事の原因とな

るが、宗教的道德は、いかなる条件も課さない。そして、それは全ての人間を突き動かし、世俗の秩序を効果的に維持することに寄与する普遍的な運動に駆り立てるのである⁷³。

以上のように、世論をめぐるネッケルの議論は、穀物論の場合と大きく異なっている。穀物論においては、伝統的な穀物規制の復活を求める民衆の感情のような、歴史的に形成された民衆の慣習や情念に対して、世論という名が与えられていた。それに対して、宗教論での世論は、偉人や知識人によるエリート文化の圏内に限定され、より一般的な世論の理解に近いものになっている。それでは、新しく議論された、宗教的道德や宗教的思考の方が、穀物論で示された民衆の慣習・感情としての世論に当てはまるかといえば、それもまた違うといえるだろう。民衆が担うものという点では共通するものの、宗教的道德は、民衆の感情をむしろ統制し、公的秩序の維持に向かわせるためのものである。穀物論では、民衆の暴発しかねない情念のエネルギーを表すものとして世論があり、統治者は、法や行政によってそれを巧みにコントロールすべきとされた。それに対して、宗教論では、民衆の心にもう一步踏み込み、法では対処できない、強力な情念に対抗するためには、宗教が不可欠ことが示された。民衆の情念に対して、法や統治者の技量に任せるのではなく、宗教的思考や宗教的道德というより有効だと考える手段が提示された。

しかしながら、穀物論と宗教論における世論についての共通点もあり、それは自由化側の知識人の啓蒙された世論の概念への批判となっている点である。穀物論では、知識人が担う世論に対抗するために、同じ世論という言葉を用いながら、それが民衆の慣習や感情を表すとし、統治者が本当に配慮すべき対象が、知識人の意見ではなく、暴発しかけている貧しい民衆の感情であることが示された。そして、宗教論では、知識人が担う世論に対抗して、宗教的思考という別の言葉を用いることで、統治者が対処し、醸成すべき目標が示されたといえるだろう。それは、個々人の心に迅速に作用し、名誉のためではなく、秘密の内に、善行を行なわせる宗教の力である。ここで示されたネッケルの宗教論は、ドラマールの『ポリス論』の単なる焼き直しに過ぎないものであろうか。統治における宗教の重要性を示す点では共通するが、フィジオクラット等の自由化の議論への批判という状況の違いが存在する。

フィジオクラットの議論では、ケネーが『経済表』で示した再生産と分配の自然法に、従い行動する合法的専制君主と地主の存在が不可欠であった。そして、民衆も彼らの理論を学べば、自由化後の穀物価格の高騰という痛みを耐えることができるようになるという。しかし、ネッケルが穀物論で示したのは、自由化後の価格高騰の中で、その日暮らしを強いられる貧しい民衆にとっては、フィジオクラットにとって世論の中で啓蒙され広められるべき経済理論を学ぶ余裕などないということだった。そして、経済的自由や、所有権の保証、再生産原理の国民への浸透と、それによる国富の拡大という長期的な展望よりも、短期的な民衆の飢餓と暴動への対処が、改めて統治上の重要問題となったのである。そして、宗教論においても、重要なのは、経済理論の浸透という意味での世論ではなく、社会秩序の安定の基礎としての宗教的思考・道

徳の醸成が第一の課題とされたのである。

次に、より具体的な問題として、祝日の遵守あるいは廃止についての議論をみよう。祝日についての問題は、少なくとも週に一日を、公的礼拝に充てることは、頻繁に労働を中断させることになるという見解に対するものである⁷⁴。ネッケルは、財産の不平等によって、生きるために自分の手で働くことを課された人々は、もし宗教の法によって、週に一回、労働が停止になることがなければ、自分の境遇を改善させることができると誤った考えを抱くであろうという⁷⁵。しかしながら、自由化により格差が拡大した不平等な社会において、財産のない人々にとっては、祝日の廃止は、労働の増加をもたらすだけである⁷⁶。祝日の労働によって地主が得る利益と、貧しい民衆が得る利益は、そもそも不平等な関係にある中で釣り合いがとれたものとはならないだろう。

ネッケルは、結論として、一週間に一日を公的礼拝に捧げる祝日についての宗教的考えを、人々は非難するどころか喜びをもって、そのような制度が、数が多く最も関心と保護に値する階級への善行という重要な行為だと知らなければならないという⁷⁷。つまり、最も悲惨で、地主の力に脅かされている民衆の生活を保証するものが、祝日の遵守だということだ。

祝日の遵守は、ドラマールの『ポリス論』の宗教ポリスにおいて、重視されたものだった。『ポリス論』では、祝祭日や礼拝の儀礼など、宗教の外面的形式の遵守を取り締まることが、無神論を防ぎ、臣民の中に悪徳に染まることへのブレーキとしての信仰を維持することになると論じられた。それに対して、革命前のネッケルの議論では、労賃が低い苛酷な民衆の労働に休日を確保するための議論として現れている点に違いがある。前述したように、1775年の段階で、既に生きるためにただ働くというその日暮らしの労働者にとって、教育を受ける時間などないことが論じられていた。その上、休日まで労働に充てるということは、民衆をより悲惨でみじめな境遇に追いこむ結果となり、ネッケルの許容しうるものではなかった。

次に、キリスト教的道徳に由来する慈善の精神について取り上げたい。慈善とは、その救済により、いつの場所、時代においても、過度な不幸を和らげるものだったが、所有の法による極端な不平等によって、今日、善行や慈善の精神を、社会秩序の本質をなす部分と考えざるをえないとネッケルは言う⁷⁸。人々は、慈善の精神に、所有権の絶対的な支配を和らげる方法を見だし、天上の財と地上の財の交換という崇高な観念によって、富者に法が要求しえないことを義務づけるこの宗教的道徳に賛辞を示すのである⁷⁹。このように、宗教的道徳は絶えず市民法を助け、法の知らない言語を話すのである⁸⁰。財産の不平等な分割が、人々の間に、主人と奴隷のような権力を持ち込んでしまった現状にあって⁸¹、所有権の自由な行使と切り離せない濫用を和らげるのに適した手段が、慈善であり、主権者に課される善行の義務だけでなく、全ての人々に奨められる慈善についての一般的な精神が求められた⁸²。

ネッケルが述べているように、慈善の精神は、キリスト教社会において一般的なものであるが、ここでは、所有権の保証による極度の不平等に陥ったフランスの現状が問題視され、慈善

の精神が、社会秩序の本質を成す要素とされるまで、その必要性が増している点に注目すべきであろう。そして、穀物論で確認したように、これらの議論からは、民衆の悲惨な境遇への同情よりも、公的秩序や社会秩序の崩壊への強い危惧が読み取れるように思われる。

これまでの議論の中でも出てきた、法と宗教について、マキアヴェッリは、『ディスコルシ』において、法の支配の基礎となるべき宗教の重要性を説いた。その際、彼が評価したのは、贖宥状を販売した教皇レオ10世に典型的に見られる堕落化・世俗化されたキリスト教ではなく、鳥占い等で戦争の士気を高めた古代ローマの宗教であった。それがたとえ眉唾であっても、国民の中に宗教的雰囲気醸成することが重要だとされたのである⁸³。同じく、ネッケルにおいても、彼の宗教論は、教説の内容を問うものではなく、革命前の混乱期にあって、なんとか民衆を宗教的雰囲気に包むことで、法では統制しきれない、民衆の情念の暴走を管理しようとしたものだった。革命直前に、宗教論を世に問うたのは、フィジオクラットの議論がもたらした経済的自由や所有権の保証が、地主などの金持ちのみを利することになり、貧しいその日暮らしの民衆は、ますます困窮し、社会の秩序を転覆しかねない彼らの情念の管理が緊急の課題となったからであろう。そして、穀物論においても宗教論においても、ネッケルが強調し、18世紀初めのドラマールと異なるのは、このような自由化後のフランスの社会状況であった。ネッケルは、フィジオクラット等が主張した穀物取引の自由化や所有権の保証が、格差を拡大し、地主と貧しい民衆の間の激しい階級対立をもたらしたとする。穀物論における民衆の感情への配慮も、宗教論における公的秩序を維持するための、宗教的考え・道徳の醸成の必要性、そして祝日の遵守や慈善についても、自由化後の民衆の悲惨な境遇と、それによる社会の不安定化が問題となっていた。したがって、ネッケルは、単なる保守的なボリス復古論者などではなく、新たに登場した商業社会に現実的に向き合い、統治理論を進展させた思想家・統治者だったといえるだろう。

おわりに

本稿では、穀物取引論争において、1770年代のフランスで反フィジオクラットの立場にたち、パンと宗教による民衆の統治を論じたネッケルの思想を検討した。近世フランスにおいては、治安維持にとどまらず11の対象領域をもち、臣民に「快適で平穏な生活を与える技術」であるボリス（内政）が、臣民の生活の細部を規制し、習俗の統制による規律化を担った。11の対象領域のうち、他の全ての領域の基礎として、祝祭日や宗教儀礼の遵守を取り締まる宗教ボリスが重視され、また人々の生存のための必要不可欠な穀物についても、輸出や州間取引がボリスによって規制された。その後、1750年代からの、穀物取引論争の中で、市場原理に基づく経済的自由主義が発見され、ボリスは固陋な統制主義として批判されることとなった。しかし、1763・64年の自由化王令の結果、穀物価格の高騰と暴動の頻発という事態が生じ、ネッケルを

始めとする反フィジオクラットの議論が高まることとなった。

『穀物立法と穀物取引』では、自由化によってその日暮らしを強いられた貧しい民衆の国家による救済が説かれた。しかし、それは一方で、国力の証となる人口を確保するための生存の保証という、統治の論理を示すものだった。長期的な国富の拡大や教育を求めるフィジオクラットに対し、ネッケルは短期的な民衆の救済が必要だとし、世論として表れる民衆の不満や情念を決して軽視せず、穏和な統治によって、暴動などの情念の暴発を管理しようとした。

『宗教的考えの重要性について』では、例外のない統一的な形式をとる法とは異なり、個々人の心の中に浸透し、慰めや希望を与え、また公的礼拝においては、国家への服従へと導く、宗教の重要性が示された。また、世論は偉人や知識人が担う限定的なものとして、穀物論で示された民衆の感情としての世論に対抗するものとして、法よりも巧妙に民衆に作用し、公的秩序の維持に導く宗教的考えや道徳が説かれた。祝日の遵守や慈善については、自由化や所有権の保障により、格差が拡大し、より不平等な社会となったフランスにおいて、貧しい民衆の悲惨な境遇を和らげ、社会秩序を維持するために本質な手段として改めてその必要性が説かれた。

二つの著作が書かれた1775年から1788年までのフランスにおいて、財務長官として実際に統治者の役割を担ったネッケルは、悲惨な暮らしの中で、暴発しかねない民衆の情念のエネルギーの高まりを日増しに感じていた。宗教論においては、穀物論の主題である法による民衆の情念の管理の限界が論じられ、民衆の心の中に浸透する宗教的考えや道徳の必要性が説かれた。この二つの著作は、宗教を基礎とした法・規制という『ポリス論』で論じられた主題と密接に関連するものである。革命直前に、宗教論を書いたネッケルは、自由化や所有権の保障の帰結としての、社会の大部分である民衆の困窮が、統治の要であった信仰心を損ない、法・規制による統治では、民衆の情念を管理できない状況にあることを自覚していた。そして、商業社会の到来とその矛盾に向き合いながら、単なる回顧主義ではなく、極めて冷静な目で統治の根幹たる宗教的考えの必要性を訴えたのである。

注

- 1 穀物取引論争については以下を参照。S. L. Kaplan, *Bread, Politics and Political Economy in the Reign of Louis XV*, Second Edition, Anthem Press, 2015 : L. Charles, *La liberté du commerce des grains et l'économie politique française (1750-1770)*, Thèse présentée à l'Université de Paris I : C. Larrère, *L'invention de l'économie au XVIIIe siècle*, PUF, 1992. 安藤裕介『商業・専制・世論——フランス啓蒙の「政治経済学」と統治原理の転換』創文社, 2014年。松浦義弘『フランス革命とパリの民衆——「世論」から「革命政府」を問い直す』山川出版社, 2015年。
- 2 ネッケルについて標準的な研究としては、彼の思想を、経済・社会思想、政治思想、宗教思想の観点から総合的に考察した Grange の研究、伝記研究としては、Egret の研究があげられる。

- Grange, H., *Les idées des Necker*, C.Klincksieck, 1974: Egret, J., *Necker ministre de Louis XVI 1776-1790*, H. Champion, 1975. また、財務長官としてネッケルが実施した財政改革については以下を参照されたい。Harris, R.D., *Necker, Reform Statesman of the Ancien Régime*, University of California Press, 1979. 岡本明「ネッケル初任期の財政問題——18世紀後半英仏比較租税・財政史——」『西洋史学報』14, 1988年, 1-30頁。
- 3 Necker, J., "Sur la Législation et le commerce des grains", *Oeuvres complète de M. Necker*, tome 1, M. le Baron de Stael (éd.), 15 vols., Treuttel et Wurtz, 1820-21, p. 126.
 - 4 社会主義の先駆者としてのネッケルについては以下を参照。Lichtenberger, A., *Le socialisme au XVIIIe siècle*, Félix Alcan, 1895（アンドレ・リシュタンベルジェ, 野沢協訳『十八世紀社会主義』法政大学出版局, 1981年）。
 - 5 ケネーについては以下を参照。Steiner, Ph., *La « science nouvelle » de l'économie politique*, PUF, 1998. 安藤裕介, 前掲書。大田一廣「フランソワ・ケネー——再生産の秩序と秩序の再生産」坂本達哉責任編集『経済思想3 黎明期の経済学』日本経済評論社, 2005年, 261-312頁。平田清明『経済科学の創造——『経済表』とフランス革命——』岩波書店, 1965年。
 - 6 ユルゲン・ハーバーマス, 細谷貞雄・山田正行訳『第2版 公共性の構造転換——市民社会の一カテゴリーについての探究』未来社, 1994年。
 - 7 Baker, K. M., "Defining the Public Sphere in Eighteenth-Century France: Variations on a Theme by Habermas", in *Habermas and the Public Sphere*, ed., by Calhour, C., MIT Press, 1992, p. 191. 穀物取引の自由化を公共性の成立の契機と捉える研究として以下のものがあげられる。ロジェ・シャルチエ, 松浦義弘訳『フランス革命の文化的起源』岩波書店, 1999年。阪上孝『近代的統治の誕生——人口・世論・家族——』岩波書店, 1999年, 119-190頁。安藤隆穂『フランス自由主義の成立——公共圏の思想史』名古屋大学出版会, 2007年。
 - 8 Foucault, M., *Sécurité, territoire, population: cours au Collège de France (1977-78)*, Seuil, Gallimard, 2004（ミシェル・フーコー, 高桑和巳訳『安全・領土・人口 コレージュ・ド・フランス講義1977-78年度 ミシェル・フーコー講義集成7』筑摩書房, 2007年）。
 - 9 米田昇平『欲求と秩序——18世紀フランス経済学の展開』昭和堂, 2005年。
 - 10 Charles, L., *op.cit.*.
 - 11 Hont, I., *Jealousy of Trade: International Competition and the Nation-State in Historical Perspective*, The Belknap Press of Harvard University Press（イシュトファン・ホント, 田中秀夫監訳, 大倉正雄・渡辺恵一訳者代表『貿易の嫉妬——国際競争と国民国家の歴史的展望』昭和堂, 2009年, 日本語版序文, iv 頁）。
 - 12 Burnand, L., *Necker et l'opinion publique*, H. Champion, 2004: Burnand, L., *Les pamphlets contre Necker: médias et imaginaire politique au XVIIIe siècle*, Classiques Garnier, 2009.
 - 13 安藤隆穂, 前掲書, 74頁。

- 14 王寺賢太「代表制・公論・信用——『両インド史』の変貌とレナル、ネッケル、デイドロ——」富永茂樹編『啓蒙の運命』名古屋大学出版会、2011年、39–73頁。
- 15 安藤裕介、前掲書、121–147頁。
- 16 Foucault, *op.cit.*, p. 10 (フーコー、前掲書、11頁)。
- 17 Charles, *op.cit.*, p. 26.
- 18 フィジオクラットの理論については、以下を参照。Steiner, *op.cit.*. 安藤裕介、前掲書。大田一廣、前掲論文。平田清明、前掲書。
- 19 ケネー『経済表』については、以下を参照。井上泰夫「ケネー経済学と二一世紀の経済学」ケネー、平田清明・井上泰夫訳『経済表』岩波文庫、2013年、279–312頁。
- 20 *Encyclopédie, au Dictionnaire raisonné des sciences, des arts et des métiers, par une société de lettres, tome XII, Samuel Faulche, 1765, pp. 904–905.* (「史料『百科全書』「ポリス」の項目」白水浩伸『ポリスとしての教育——教育的統治のアルケオロジー』東京大学出版会、2004年、295–296頁)。
- 21 Delamare, N., *Traité de la Police, où l'on trouvera l'histoire de son établissement, les fonctions et les prérogatives des ses magistrats, toutes les loix et tous les réglemens qui la concernent : on y a joint une description historique et topographique de Paris, & huit plans graves, qui représentent son ancien état, & ses divers accroissemens : avec un recueil de tous es statuts et réglemens des six corps des marchands, & de toutes les communautés des arts & métiers, 2eme édition, Aux dépens de la Comagnie, tome I, préface.*
- 22 高澤紀恵『近世パリに生きる——ソシアビリテと秩序』岩波書店、2008年。
- 23 喜安朗『パリ——都市統治の近代』岩波新書、2009年、44–49頁。
- 24 ドラマルの『ポリス論』については、以下を参照。白水、前掲書。松本礼子『18世紀後半パリのポリスと反王権の言動』一橋大学社会学研究科提出博士論文、2013年。
- 25 Delamare, *op.cit.*, tome I, préface. 本論文中の引用の訳文は、先行研究のものを参照し、適宜改めた。
- 26 *Ibid.*, préface.
- 27 *Ibid.*, p. 1.
- 28 *Ibid.*, pp. 3–4.
- 29 *Ibid.*, p. 305.
- 30 拙稿「ネッケルの統治論——1770年代フランスにおける自由と統制」『経済論叢別冊 調査と研究』38, 2012年10月、49–62頁。安藤裕介、前掲書、121–147頁。
- 31 Necker, J., *op.cit.*, pp. 4–5.
- 32 *Ibid.*, p. 5.
- 33 *Ibid.*, p. 317.

- 34 *Ibid.*, p. 137.
- 35 *Ibid.*, p. 137.
- 36 *Ibid.*, p. 131.
- 37 *Ibid.*, pp. 6–7.
- 38 *Ibid.*, p. 73.
- 39 *Ibid.*, pp. 73–74.
- 40 *Ibid.*, p. 73.
- 41 エドガール・フォール，渡辺恭彦訳『チュルゴアの失脚——1776年5月12日のドラマ（上）』法政大学出版局，2007年，343頁。
- 42 *Ibid.*, p. 11.
- 43 *Ibid.*, p. 12.
- 44 *Ibid.*, p. 12.
- 45 *Ibid.*, p. 14.
- 46 *Ibid.*, pp. 26–28.
- 47 *Ibid.*, pp. 28–29.
- 48 *Ibid.*, p. 19.
- 49 津田内匠「自由貿易と保護貿易の相克——18世紀フランスのイーデン条約をめぐる——」杉山忠平編『自由貿易と保護主義——その歴史的展望』法政大学出版局，1985年，27–58頁。
- 50 Hont, *op.cit.*, (ホント，前掲書)。
- 51 Condorcet, *Oeuvres de Condorcet*, tome, XI, Stuttgart-Bad Canstatt, 1968, p. 195.
- 52 Necker, *op.cit.*, p. 130.
- 53 *Ibid.*, p. 131.
- 54 安藤裕介，前掲書，144–147頁。
- 55 Necker, *op.cit.*, p. 129.
- 56 *Ibid.*, p. 184.
- 57 *Ibid.*, p. 155.
- 58 *Ibid.*, p. 335.
- 59 *Ibid.*, p. 334.
- 60 *Ibid.*, pp. 334–335.
- 61 *Ibid.*, p. 334.
- 62 *opinion religieuse* の訳語は，意味としては宗教心や信仰心の方が近いと思われるが，*opinion* の意味を残すために，「宗教的考え」という訳語を用いた。
- 63 Necker, J., “De l’importance des opinions religieuses”, *Oeuvres complète de M. Necker*, tome 12, M. le Baron de Stael (éd.), 15 vols., Treuttel et Wurtz, 1820–21, p. 8.

- 64 *Ibid.*, pp. 8–9.
 65 *Ibid.*, p. 18.
 66 *Ibid.*, p. 19.
 67 *Ibid.*, p. 39.
 68 *Ibid.*, pp. 39–40.
 69 *Ibid.*, p. 135.
 70 *Ibid.*, p. 83.
 71 *Ibid.*, p. 84.
 72 *Ibid.*, p. 85.
 73 *Ibid.*, p. 85.
 74 *Ibid.*, p. 188.
 75 *Ibid.*, p. 189.
 76 *Ibid.*, p. 192.
 77 *Ibid.*, pp. 195–196.
 78 *Ibid.*, p. 81.
 79 *Ibid.*, pp. 81–82.
 80 *Ibid.*, p. 82.
 81 *Ibid.*, p. 401.
 82 *Ibid.*, pp. 402–403.
 83 ニッコロ・マキアヴェッリ，永井三明訳『ディスコルシ——ローマ史論』ちくま学芸文庫，2011年，85頁。

参考文献

一次文献

- Condorcet, *Oeuvres de Condorcet*, tome, XI, Stuttgart-Bad Canstatt, 1968.
 Delamare, N., *Traité de la Police, où l'on trouvera l'histoire de son établissement, les fonctions et les prérogatives des ses magistrats, toutes les loix et tous les réglemens qui la concernent: on y a joint une description historique et topographique de Paris, & huit plans graves, qui représentent son ancien état, & ses divers accroissemens: avec un recueil de tous es statuts et réglemens des six corps des marchands, & de toutes les communautés des arts & métiers*, Tome I-II, 2ème édition, Aux dépens de la Comagnie.
 Necker, *Oeuvres complète de M. Necker*, tome 1, M. le Baron de Stael (éd.), 15 vols., Treuttel et Wurtz, 1820–21.

—, *Oeuvres complète de M. Necker*, tome 12, M. le Baron de Stael (éd.), 15 vols., Treuttel et Wurtz, 1820–21.

Encyclopédie, au Dictionnaire raisonné des sciences, des arts et des métiers, par une société de lettres, tome XII, Samuel Faulche, 1765.

Quesnay, F., *Oeuvres économique complètes et autres textes*, tome I et II, édité par Théré, C. et Charles, L. et Perrot, J-C., INED, 2005. (フランソワ・ケネー, 平田清明・井上泰夫訳『経済表』岩波文庫, 2013年.)

ニココロ・マキアヴェッリ, 永井三明訳『デイスコルシ——ローマ史論』ちくま学芸文庫, 2011年.

二次文献

Baker, K., M., “Defining the Pubic Sphere in Eighteenth-Century France: Variations on a Theme by Habermas” in *Habermas and the Public Sphere*, ed., by Calhour, C., MIT Press, 1992.

Burnand, L., *Necker et l’opinion publique*, H. Champion, 2004.

—, *Les pamphlets contre Necker : médias et imaginaire politique au XVIIIe siècle*, Classiques Garnier, 2009.

Charles, L., *La liberté du commerce des grains et l’économie politique française (1750–1770)*, Thèse présentée à l’Université de Paris 1, 1999.

Egret, J., *Necker ministre de Louis XVI 1776–1790*, H. Champion, 1975.

Foucault, M., *Sécurité, territoire, population : cours au Collège de France (1977–78)*, Seuil, Gallimard, 2004 (ミシェル・フーコー, 高桑和巳訳『安全・領土・人口 コレージュ・ド・フランス講義1977–78年度 ミシェル・フーコー講義集成7』筑摩書房, 2007年) .

Grange, H., *Les idées de Necker*, C. Klincksieck, 1974.

Harris, R.D., *Necker; Reform Statesman of the Ancien Régime*, University of California Press, 1979.

Hont, I., *Jealousy of Trade: International Competition and the Nation-State in Historical Perspective*, The Belknap Press of Harvard University Press (イシュトファン・ホント, 田中秀夫監訳, 大倉正雄・渡辺恵一訳者代表『貿易の嫉妬——国際競争と国民国家の歴史的展望』昭和堂, 2009年) .

Kaplan, S.L. *Bread, Politics and Political Economy in the Reign of Louis XV*, Second Edition, Anthem Press, 2015.

Larrère, C., *L’invention de l’économie au XVIIIe siècle*, PUF, 1992.

Lichtenberger, A., *Le socialisme au XVIIIe siècle*, Félix Alcan, 1895 (アンドレ・リシュタンベルジェ, 野沢協訳『十八世紀社会主義』法政大学出版局, 1981年) .

Steiner, Ph., *La « science nouvelle » de l'économie politique*, PUF, 1998.

安藤隆穂『フランス自由主義の成立——公共圏の思想史』名古屋大学出版会, 2007年.

安藤裕介『商業・専制・世論——フランス啓蒙の「政治経済学」と統治原理の転換』創文社, 2014年.

王寺賢太「代表制・公論・信用——『両インド史』の変貌とレナル, ネッケル, デイドロ——」富永茂樹編『啓蒙の運命』名古屋大学出版会, 2011年, 39-73頁.

大田一廣「フランソワ・ケネー——再生産の秩序と秩序の再生産」坂本達哉責任編集『経済思想3 黎明期の経済学』日本経済評論社, 2005年, 261-312頁.

岡本明「ネッケル初任期の財政問題——18世紀後半英仏比較租税・財政史——」『西洋史学報』14, 1988年, 1-30頁.

喜安朗『パリ——都市統治の近代』岩波新書, 2009年.

阪上孝『近代的統治の誕生——人口・世論・家族——』岩波書店, 1999年.

ロジェ・シャルチエ, 松浦義弘訳『フランス革命の文化的起源』岩波書店, 1999年.

白水浩信『ポリスとしての教育——教育的統治のアルケオロジー』東京大学出版会, 2004年.

拙稿「ネッケルの統治論——1770年代フランスにおける自由と統制」『経済論叢別冊 調査と研究』38, 2012年10月, 49-62頁.

高澤紀恵『近世パリに生きる——ソシアビリテと秩序』岩波書店, 2008年.

津田内匠「自由貿易と保護貿易の相克——18世紀フランスのイーデン条約をめぐる——」杉山忠平編『自由貿易と保護主義——その歴史的展望』法政大学出版局, 1985年, 27-58頁.

ユルゲン・ハーバーマス, 細谷貞雄・山田正行訳『第2版 公共性の構造転換——市民社会の категорияについての探究』未来社, 1994年.

平田清明『経済科学の創造——『経済表』とフランス革命』岩波書店, 1965年.

エドガール・フォール, 渡辺恭彦訳『チュルゴーの失脚——1776年5月12日のドラマ(上・下)』法政大学出版局, 2007年.

松浦義弘『フランス革命とパリの民衆——「世論」から「革命政府」を問い直す』山川出版社, 2015年.

松本礼子『18世紀後半パリのポリスと反王権的言動』一橋大学社会学研究科提出博士論文, 2013年.

米田昇平『欲求と秩序——18世紀フランス経済学の展開』昭和堂, 2005年.

Necker's Theory of Governance: Bread and Religion

TANIDA Toshifumi*

Abstract

The controversy over grain trading which began in France in the 1750s stems from questions over the regulation of grain trading and requests its liberalization. Despite liberalization realized by the law of 1763 and 1764, conventional grain regulation was restored after soaring grain prices and frequent riots, And in the 1770's, as in the case of Necker which is mentioned in this article, there was a rise in the argument against the theory of excessive liberalization of the Physiocrat.

Necker focused on poor people who were in distress after liberalization and said that “bread and religion” were necessary to comfort them. “Grain Legislation and Grain Trade” preached the relief of the poor people who were forced to live in poor conditions. But, on the other hand, it showed the logic of governance, the guarantee of survival to secure the population by guaranteeing national strength. For the Physiocrat seeking the expansion of long-term national wealth and education, Necker said that short-term relief of people is necessary, never neglect the dissatisfaction or passion as public opinion. He tried to control the violence of passions like a riot.

“About the importance of religious thought” differs from the law. Religion permeates into the minds of individuals, gives comfort and hope, and in public worship, it has been shown that religion leads to submission. In addition, public opinion is considered to be limited by the powerful and intellectuals. And as a way to counter the public opinion as explicated in people's reaction to the grain trade, religious thoughts and morals leading to maintenance were taught. Regarding compliance with holidays and charity, France, which has become an extremely inequitable society due to liberalization as an essential means for relieving the dire situation of poor people and maintaining social order, the necessity of religion and moral maintenance will be explained.

* Correspondence to: TANIDA Toshifumi
Part-time lecturer, Kansai University, Osaka-Ohtani University, Kyoto University
Yoshidahonmachi, Sakyo-ku, Kyoto, 606-8501
E-mail: tanidatosi@osaka-ohtani.ac.jp

Keywords

Economic freedom, police, religion, public opinion, governance